※この法令は廃止されています。

## 平成十六年文部科学省・経済産業省令第一号

### 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行規則

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）及び大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）第十一条及び第十三条の規定を実施するため、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行規則を次のように制定する。

（申請書の作成等）

**第一条**　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第一項、第五条第一項、第十五条第一項又は第十七条第一項の申請書（以下単に「申請書」という。）は、一件ごとに作成しなければならない。

2　申請書には、提出者の氏名又は名称、住所又は居所及び法人にあっては代表者の氏名を記載しなければならない。

（添付書面の省略）

**第二条**　申請書に添付すべき書面を他の申請書の提出に係る手続において既に特許庁長官に提出した者は、当該他の申請書に記載した事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。ただし、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該書面の提出を命ずることができる。

（特許料軽減申請書の様式）

**第三条**　令第三条第一項又は第十五条第一項の申請書は、様式第一により作成しなければならない。

（審査請求料軽減申請書の様式）

**第四条**　令第五条第一項又は第十七条第一項の申請書は、様式第二により作成しなければならない。

### 附　則

この省令は、特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）の一部の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

### 附　則（平成二四年二月二一日経済産業省令第一〇号）

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

### 附　則（平成二六年一月一七日文部科学省・経済産業省令第一号）

（施行期日）

**第一条**　この省令は、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。

（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則の廃止に伴う経過措置）

**第二条**　この省令による改正後の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行規則第二条の適用については、当分の間、同条中「他の申請書の提出に係る手続」とあるのは、「他の申請書の提出に係る手続（産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）附則第二条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第二百五十八号）第二十六条第一項又は第二十八条第一項に規定する手続を含む。）」とする。

### 附　則（平成三〇年三月一二日文部科学省・経済産業省令第一号）

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行規則第一条の規定は、この省令の施行の日以後に同条の規定により提出する申請書について適用し、同日前にこの省令による改正前の大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行規則第一条の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

## 様式第１（第３条関係）

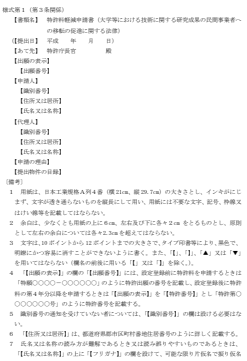

様式第１（第３条関係）

【書類名】　特許料軽減申請書（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律）

【提出日】　平成　　年　　月　　日

【あて先】　特許庁長官　　殿

【出願の表示】

【出願番号】

【申請人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【手数の表示】

【提出物件の目録】

〔備考〕

1　用紙は、日本工業規格Ａ列４番（横 21cm、縦 29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字の透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、特殊文字は使用を記載してはならない。

2　余白は、少なくとも用紙の上に 6cm、左右及び下に各々２cm をとるものとし、原則として左右の余白については各々2cm を超えてはならない。

3　文字は、10 ポイントからはポイント までの大きさで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書く、また、「(」、「)」、「▲」又は「▼」を用いてはならない（欄名の前後に用いる「【」又は「】」を除く。）。

4　「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、提出物件に特許料を申請するときは「特願２００９－０００００１」のように特許出願の番号を記載し、提出物件に特許料の第４年分以降を申請するときは「【出願の表示】」を「【特許料納】」とし「特許第○○○○○○号」のように特許番号を記載する。

5　識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設ける必要はない。

6　「【住所又は居所】」は、都道府県郡市区町村番地住居番号のように詳しく記載する。

7　氏名又は名称の読み方が難解であるときは括弧内にやさしいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、可能な限り片仮名で振り仮名を付ける。

8　「【氏名又は名称】」は、自然人にあっては、氏名を記載する。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。

9　日本に事務所又は営業所を有する外国法人であって、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」の次に「【事務所】」又は「【営業所】」の欄を設けて、事務所又は営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

10　代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁護士のときは「【弁護士】」と記載する。

11　「【代理人】」によらないときは「【代理人】」の欄を設ける必要はない。

12　「【代理人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を設けて記載する。

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

13　「【申請の理由】」の欄には、「特許料の軽減（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第８条第１項）」又は「特許料の軽減（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第 13 条第３項）」のように記載する。

14　「【提出物件の目録】」の欄には、手続に係る書類名及び当該書類の通数を記載する。

15　「【提出日】　平成　　年　　月　　日」には、可能な限り提出する日を記載する。

16　とじ方は可能な限り左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるよう、ホッチキス等を用いてとじる。

17　申請書等が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

18　各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き又は行間挿入を行ってはならない。

19　第２条の規定により添付書面の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄の次に「【物件名】」の欄を設けて、当該添付書面の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、援用される当該添付書面が提出されたその手続に係る出願の表示を記載する。

様式第２（第４条関係）

様式第２（第４条関係）

【書類名】　審査請求料軽減申請書（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律）
【提出日】　平成　　年　　月　　日
【あて先】　特許庁長官　　殿
【出願の表示】
　【出願番号】
【申請人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【代理人】
　【識別番号】
　【住所又は居所】
　【氏名又は名称】
【申請の理由】
【提出物件の目録】
〔整理〕
１　「【出願の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように特許出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「平成　　年　　月　　日提出の特許願」のように特許出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、国際特許出願について、出願の番号が通知されていないときは「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とし、「ＰＣＴ／○○○○／○○○○○」のように国際出願番号を記載する。
２　「【申請の理由】」の欄には、「審査請求料の軽減（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第８条第２項）」又は「審査請求料の軽減（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第 13 条第４項）」のように記載する。
３　その他は、様式１の備考１から３まで、備考５から 12 まで、備考 14 から 19 までと同様とする。